国土交通省

東北運輸局プレスリリース

≪発表記者会：東北電力記者会≫
≪　　〃　　：宮城県政記者会≫

令和元年１０月２９日
国土交通省　東北運輸局

宮城県塩竈市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を発しました。

令和元年５月２８日に東北運輸局宮城運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、宮城運輸支局において行いました。

記

１．行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：有限会社　中央交通　　代表取締役　菅原　周二
（法人番号：３３７０６０２００１２７３）
宮城県塩竈市南町７番３０号

営業所：本社営業所
宮城県塩竈市南町６番地１号

２．行政処分等年月日　　令和元年１０月１０日

３．行政処分等の概要

（１）事業用自動車の使用停止処分

令和元年１０月２９日から令和２年１月２６日まで（２両×９０日）

（２）文書警告

【裏面へ続く】

４．違反の概要

（１）運賃料金変更事前届出違反

（道路運送法第９条の２第１項）

（２）事業計画の変更認可違反

（道路運送法第１５条第１項）

（３）輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反

（道路運送法第２７条第３項）

①運送引受書の交付義務違反（未交付）

（旅客自動車運送事業運輸規則第７条の２第１項）

②運行指示書の作成等義務違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第２８条の２第１項）

③乗務員台帳の作成、備付け義務違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第３７条第１項）

④運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）

以　上

≪問い合わせ先≫
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
担当：小松、山口
℡：０２２－７９１－７５３２